

様式第17

施行規則第13条第2項の規定による確認申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項(当該規定が準用される場合を含む。)の規定により、以下の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者の種別について

申請者の種別	<input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定中小企業者等	<input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定中小企業者等
	<input type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定中小企業者等	<input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定中小企業者等
認定年月日及び番号	年 月 日(号)	

2 経営承継受贈者について

経営承継贈与者の相続の開始の時ににおける総株主等議決権数	(a)		個
氏名			
住所			
経営承継贈与者の相続の開始の直前ににおける経営承継贈与者との関係	<input type="checkbox"/> 直系卑属 <input type="checkbox"/> 直系卑属以外の親族 <input type="checkbox"/> 親族外		
経営承継贈与者の相続の開始の時ににおける同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(b) + (c) (b) + (c) / (a)		個 %
経営承継贈与者の相続の開始の時ににおける保有議決権数及びその割合	(b) (b) / (a)		個 %
経営承継贈与者の相続の開始の日における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
			(c) (c) / (a)
			個 %

3 会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式について

会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*1)の発行の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
(*1)を発行している場合にはその保有者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)

4 認定中小企業者について

主たる事業内容					
資本金の額又は出資の総額		円			
経営承継贈与者(当該認定中小企業者の認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る贈与をした経営承継受贈者のうち最も古い時期に当該認定中小企業者の認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者。以下同じ。)の相続の開始の日		年 月 日			
経営承継贈与者の相続の開始の時ににおける常時使用する従業員の数		(a) + (b) + (c) - (d) 人			
厚生年金保険の被保険者の数		(a) 人			
厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である者の数		(b) 人			
厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数		(c) 人			
役員(使用人兼務役員を除く。)の数		(d) 人			
経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)における特定資産等に係る明細表					
	種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分(*2)を除く。)		/	(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*2)		/	(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの		/	(3) 円	(14) 円

不動産	現に自ら使用しているもの			(4)	(15)	円	円
	現に自ら使用していないもの			(5)	(16)	円	円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6)	(17)	円	円
	事業の用に供することを目的としない有するもの			(7)	(18)	円	円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8)	(19)	円	円
	事業の用に供することを目的としない有するもの			(9)	(20)	円	円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産			(10)	(21)	円	円
	経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者等（施行規則第1条第13項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産			(11)	(22)	円	円
特定資産の帳簿価額の合計額	(23) = (2) + (3) + (5) + (7) + (9) + (10) + (11) 円	特定資産の運用収入の合計額		(28) = (13) + (14) + (16) + (18) + (20) + (21) + (22)		円	円
資産の帳簿価額の総額	(24)	総収入金額		(29)		円	円
経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日以前の5年間（贈与の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等		(25)		円	円
		損金不算入となる給与		(26)		円	円

特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	$(27) = ((23) + (25) + (26)) / ((24) + (25) + (26))$ %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	$(30) = (28) / (29)$ %
総収入金額(営業外収益及び特別利益を除く。)		円	

5 やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合

該当した日	年 月 日
その事由	
解消見込時期	年 月頃

6 相続の開始の時における特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当／非該当		
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
総株主等議決権数	(a)		個
株主又は社員	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
			(b) 個 (b) / (a) %

(備考)

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- ② 本様式における第一種特別贈与認定中小企業者等に係る規定は、第二種特別贈与認定中小企業者等、第一種特例贈与認定中小企業者等及び第二種特例贈与認定中小企業者等について準用する。なお、本様式において「認定中小企業者等」、「経営承継受贈者」、「経営承継贈与者」又は「認定贈与株式」とある場合は、報告者の種別に合わせてそれぞれ対応する語句に読み替えるものとする。
- ③ 報告書の写し及び施行規則第13条第2項各号に掲げる書類を添付する。
- ④ 報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときには、その旨を証する書類を添付する。
- ⑤ 経営承継贈与者(当該経営承継贈与者が当該第一種特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る贈与をする前に、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をしている場合にあつては、当該第一種特別贈与認定中小企業者等の認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る贈与をした経営承継受贈者のうち最も古い時

期に当該第一種特別贈与認定中小企業者等の認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者。)の相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日において報告者に特別子会社がある場合にあつては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき(施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であつて、同項第3号イからハマまでに掲げるいずれかの業務をしているときを含む。)には、その旨を証する書類を添付する。

(記載要領)

- ① 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。
- ② 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- ③ 「(*1)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- ④ 「特定資産等」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)
- ⑤ 「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により申請者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。)の額を記載する。(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)
- ⑥ 「総収入金額(営業外収益及び特別利益を除く。)」については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。
- ⑦ 「やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合」については、その該当した日、その理由及び解消見込時期を記載する。
- ⑧ 「特別子会社」については、相続の開始の時において申請者に特別子会社がある場合に記載する。なお、特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。